

知事登録肥料

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」
 昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号
 最終改正 令和2年5月11日 告示第939号

| 有機質肥料 (動植物質のものに限る。) |
|---|
| (1) 登録有効期間が6年であるもの |
| 魚かす粉末 |
| 干魚肥料粉末 |
| 魚節煮かす |
| 甲殻類質肥料粉末 |
| 蒸製魚鱗及びその粉末 |
| 肉かす粉末 |
| 肉骨粉 |
| 蒸製てい角粉 |
| 蒸製てい角骨粉 |
| 蒸製毛粉(羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。) |
| 乾血及びその粉末 |
| 生骨粉 |
| 蒸製骨粉(脱こう骨粉を含む。) |
| 蒸製鶏骨粉 |
| 蒸製皮革粉 |
| 干蚕蛹粉末 |
| 蚕蛹油かす及びその粉末 |
| 絹紡蚕蛹くず |
| とうもろこしはい芽及びその粉末 |
| 大豆油かす及びその粉末 |
| なたね油かす及びその粉末(からし油かす及びその粉末を含む。) |
| わたみ油かす及びその粉末 |
| 落花生油かす及びその粉末 |
| あまに油かす及びその粉末 |
| ごま油かす及びその粉末 |
| ひまし油かす及びその粉末 |
| 米ぬか油かす及びその粉末 |
| その他の草本性植物油かす及びその粉末(二以上の草本性植物油かす及びその粉末を混合したものを除く。) |

| |
|--|
| カボック油かす及びその粉末 |
| とうもろこしはい芽油かす及びその粉末 |
| たばこくず肥料粉末 |
| 甘草かす粉末 |
| 豆腐かす乾燥肥料 |
| えんじゆかす粉末 |
| 窒素質グアノ |
| 加工家きんふん肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 家きんのふんに硫酸等を混合して火力乾燥したもの 二 家きんのふんを加圧蒸煮した後乾燥したもの 三 家きんのふんについて熱風乾燥及び粉碎を同時に行ったもの 四 家きんのふんを発酵乾燥させたもの) |
| とうもろこし浸漬液肥料(コーンスターチを製造する際に副産されるとうもろこしを亜硫酸液で浸漬した液を発酵、濃縮したものをいう。) |
| 副産植物質肥料(食品工業又は発酵工業において副産されたものであって、植物質の原料に由来するものをいう。) |
| (2) 登録有効期間が6年又は3年であるもの |
| 混合有機質肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、はっこう米ぬか、乾燥藻及びその粉末若しくはよもぎかすを混合したもの 二 一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの) |
| (3) 登録有効期間が3年であるもの |
| 魚廃物加工肥料(魚荒、いか内臓その他の魚廃物を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。) |
| 食品残さ加工肥料(食品由来の有機質物(食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。)を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。) |
| 乾燥菌体肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 培養によって得られる菌体又はこの菌体から脂質若しくは核酸を抽出したかすを乾燥したもの 二 食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。))の排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの) |
| 副産動物質肥料(食品工業、繊維工業、ゼラチン工業又はなめしかわ製造業において副産されたものであって、動物質の原料に由来するものをいう。) |

| 石灰質肥料 |
|---|
| (1) 登録有効期間が6年であるもの |
| 生石灰(マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。) |
| 消石灰(マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。) |
| 炭酸カルシウム肥料(マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。) |
| 貝化石肥料(貝化石粉末又はこれにマグネシウムの酸化物若しくは水酸化物を混合し、造粒したものをいう。) |
| 副産石灰肥料(非金属工業、食品工業、パルプ工業、化学工業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたものをいう。) |
| (2) 登録有効期間が6年又は3年であるもの |
| 混合石灰肥料(石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。) |

| 配合肥料 |
|---|
| (都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合等が生産する場合に限る。) |
| 登録有効期間が6年又は3年であるもの |
| 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの |
| 二 一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ(りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。)、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。))又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。))のいずれか一以上を配合したもの |
| 三 化成肥料を配合したもの |

※化学的方法によって生産される有機質肥料は大臣登録肥料である